八幡市工事情報共有システム活用試行要領

(趣旨)

第1条 この要領は、八幡市が発注する建設工事において、ASP方式の工事情報共有システム(以下、「システム」という。)を活用することにより、更なる受発注者間の業務効率化及び書類の簡素化を図るため、システムの活用試行にあたり必要な事項を定めるものとする。

(対象工事及び対象書類)

- 第2条 システムの活用試行の対象とする工事は、予定価格が 130 万円を超える工事のうち、受注者が希望し、発注者が承諾する工事とする。ただし、システムの活用が適さないものについては、 予定価格が 130 万円を超える工事であってもシステムの活用試行の対象としないことができる。
- 2 受注者は、システムの活用を希望する場合、契約締結後に活用希望の意思を工事打合簿により 監督職員へ通知するものとする。
- 3 システムを活用して受発注者が共有する書類は、「工事打合簿(指示・協議・承諾)」及び「工事履行報告書(工事報告書)」とする。

(システム利用手続き)

第3条 利用するシステムは、次のシステム事業者の中から受注者が選択することとし、システム 利用登録や利用料支払等の手続きは、受注者とシステム事業者とが直接行うこととする。

(株)アイサス、(株)建設システム、川田テクノシステム(株)、(株)建設総合サービス、 日本電気(株)、(株)ビーイング、(株)現場サポート

(システム利用料)

- 第4条 システムの利用に関する費用(登録料及び利用料等) は、受注者の負担によるものとする。 (設計図書への明示)
- 第5条 システムの活用試行の対象とする工事は、特記仕様書において、以下のとおり記載することとする。

(工事情報共有システムの利用)

本工事は、「八幡市工事情報共有システム活用試行要領」に基づくASP方式の工事情報共有システム活用試行の対象工事である。受注者が工事情報共有システムの活用を希望し、発注者が承諾した場合は、システムを活用することが出来る。

(工事成績評定での加点)

第6条 工事情報共有システムを活用した工事については、工事成績評定の創意工夫において、1 点加点する。

(その他)

第7条 この要領に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附則

この要領は、令和7年1月15日から施行し、令和7年4月1日以降に公告又は通知を行う工事から適用する。